蔓延するネット上での人権侵害 変わる社会、自分で考え判断すること

11月12日、総務省の有識者会議は、ネット上での誹謗中傷があった場合、被害者が訴訟をしなくても裁判所の判断によりSNS事業者に対して投稿者情報の開示を命じることを可能とする提言書を提出しました。今後、匿名によるネット上での誹謗中傷に対する法整備が検討されています。

ネット上での人権侵害

ネットの情報発信の容易さや匿名性を悪用して、倫理観の欠如した無責任な情報を流したり、不特定多数に向けて個人の誹謗中傷を書き込む人権侵害が深刻な社会問題となっています。

5月にフジテレビの人気番組に出演していた女子プロレスラーの木村花さんがSNSでの誹謗中傷を苦にした自殺は、社会に大きな衝撃を与えました。

鳥取県でも、新型コロナウィルスに感染した患者等に対するネット上での誹謗中傷が絶えないことから、悪質な誹謗中傷に関する画像や文書を保全し、裁判時に証拠として被害者に提供する支援制度が始まっています。

自分で考え判断する

木村花さんの母親の響子さんは、ネット上での人権侵害に対して、 特にSNS教育の充実を次のように求めました。

「子どもたちは情報をうのみにしてしまうのではなく、自分で考えて 判断できる大人になってほしい。いま花は、優しい世界を望んでいる と思います。」